

有明海再生 開門こそ漁民の願い

日本共産党

黄色く色落ちした海苔を視察する田村貴昭議員

「ギロチン」と呼ばれた潮受け堤防が、諫早湾を分断して20年。「宝の海」だった有明海は、高級二枚貝のタイラギをはじめ、サルボウ、アゲマキ、アサリ、カキ、カニ、エビなど、いずれも極端な不漁に陥っています。名物の有明ノリは不作が続き、漁業者の困窮は深刻化するばかりです。

非開門に固執し、漁民支援を拒否する政府

政府は潮受け堤防の開門を命じた福岡高裁の確定判決（2010年）を長期にわたって無視し続けています。2023年に最高裁が漁業者側の主張を退ける決定を出しましたが、これは国の「開門義務違反に伴う間接強制金を払いたくない」という主張を認めただけに過ぎず、政府が開門義務を負っていることに変わりはありません。

にもかかわらず、政府は漁業者側との話し合いに「非開門を前提とする」と条件を付け、対話を拒否。赤潮による漁業被害への補償を定めている有明化特措法22条も無視し、「政府が判決も法律も守らない」という異常事態が続いています。

現場の悲痛な声を国会へ

田村議員は国会の衆院農林水産委員会で、たびたび現場の悲痛な声を国会に届け、政府の姿勢を追及しました。

▶福岡高裁の和解勧告 政府は非開門を前提とせず和解協議に応じよ（2021.5.12）▶海苔色落ち・収穫断念 毎年上限額が下がる共済金では不十分 有明特措法発動を（2021.12.22）▶共済金、現実には経費ですべて消える 有明特措法を無視するな（2022.3.17）▶開門を命じた確定判決は無効になってない 国は非開門を前提にせず話し合いを（2023.3.8）▶不作が有明海全体に 特措法発動急務（2023.3.15）▶被害拡大 効果ある対策を 開門調査必須（2023.5.10）



日本共産党

九州沖縄民報

2024年 秋号

発行：日本共産党国会議員団九州

沖縄ブロック事務所 福岡市中央区薬院3-13-12 大場ビル3階 tel：092-526-1933



宝の海を返せ

損害を補償せよ

激しい赤潮に見舞われた有明海南西部の海苔の養殖場。左下は漁業者の訴えを聞く田村貴昭議員

有明海漁業の正確な実態の調査を

政府は裁判で、こともあろうに「有明海の漁獲量は増加している」などと主張しています。しかしそれは、昔は安くて誰もとらなかつたシバエビやクラゲなどを仕方なくとっているからです。漁獲金額をはじめ、実態を正確に調査するべきです。

有明特措法22条に基づく補償をすぐ

有明特措法は、22条で「赤潮等により著しい漁業被害が発生した場合、漁業被害の補填その他必要な措置を講ずる」と定めています。政府は漁業共済が「必要な措置」に当たるとしてはいますが、共済金が毎年下がっていく制度となっており、救済になっていません。今すぐ補償の仕組みを作るべきです。

原告参加が営農者入植の条件に

政府は「開門のため努力してきたが、地元の理解が得られなかった」などと説明していますが、その裏で入植した営農者に開門阻止裁判の原告に加わることを要請していたことが分かっています。

開門すればよみがえる

2002年4月に行われた短期開門調査では、急激に生態系が回復し、底生生物が一気に増加しました。開門は27日間で終わり、その後はあっという間に底生生物の姿が消えました。政府が一時的な開門調査すら拒否するのは、巨額の税金を投じた公共事業が失敗であったことを証明されたくないからです。開門を実現するには、もはや政治を変えるしかありません。